

令和4年度第2回広島市障害者自立支援協議会議事要旨

1 開催日時

令和4年10月27日（木）午後7時00分～8時50分（オンライン開催）

2 出席委員（16人）

船津委員、西村委員、河口委員、原田委員、竹本委員、村木委員、遠藤委員、上土井委員、柏田委員、江本委員、野々川委員、西河内委員、天方委員、末弘委員、岡野委員、一丸委員

3 議題

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価に関する取扱いの見直しについて（案）

<事務局>

日中サービス支援型共同生活援助は、年1回以上は自立支援協議会等において、事業の実施状況を報告のうえ評価を受けるとともに、必要な要望、助言などを聴くこととされている。

今年2月の協議会で初めてこの報告・評価を実施した際は、対象が4事業所だったが、この10月の時点では、7事業所に増えており、今後もその数は増えていくものと思われる。そのため、今年度以降は、事業所が位置する区の地域部会へ報告・評価の場を移してはどうかと考えている。報告・評価を行う目的は、事業所を地域に開かれたサービスとするということでもあるので、地域部会関係者に、自分の区にどのような日中支援型共同生活援助があるのかということを知る機会にもなり、効果的であると考え。地域部会で諮った結果は、当課で取りまとめの上、その後の全体会の場で報告したい。

<委員>

地域部会で評価することに異論はないが、評価していただく地域の皆さんへ事前に説明をすにあたり、何部会で、どのような評価基準に沿って評価するのか等について、障害者基幹相談支援センター等連絡会等で説明をしてほしい。

<事務局>

まずは地域部会に諮るという方向性についてご異論等なければ、今後、連絡会等で細かな説明を行い、関係者の方々へも提案し、進めていく予定である。

（地域部会での評価について、委員からの異論なし）

(2) 地域生活支援拠点の実施状況報告について（資料2）

<委員>

地域の協力無くしては、面的整備はできない。特に連携しないといけないのは、直接支援をしていただける福祉サービス事業所である。地域生活支援拠点に係る各種加算が国から示されている中、地域生活支援拠点の緊急対応を担うことを運営規定に含める等により、加算が取れる仕組みを整備すべきである。そして、各地域体制整備コーディネーターと区の職員が協力してサー

ビス提供事業者へ説明し、理解していただき、その上で、登録者を早く見つけて体験等に繋げていくということが、本来地域体制整備コーディネーターが担う役割ではないか。各区では、この加算についての説明を各事業所へきちんとしているのか。また、広島市では、これを、積極的に各事業所へ説明しているのか。

<事務局>

加算を請求できる仕組みは整っておらず、当事業における登録者に対し、緊急短期入所受入加算に該当する受入を実施してくださった短期入所事業所には、別途手数料をお支払いしている状況である。今後は、国の示す加算が請求できる仕組みを、早い段階で整えていく予定である。

<委員>

いくつかの区から、共通した課題の認識があったと思うが、同居の支援者が倒れた時の連絡方法については、どういう道具を使うのかというツールの問題と、どういう手段でやっていくのかというスキルの問題がある。ツールもスキルも、使えて初めて効果があるので、例えば知的障害のある方が、それをどうやって連絡方法として使うのか、現場の皆様はかなりの知恵を絞る必要があると思う。

利用できるものとして、ショートステイは在宅を支えるのにとっても心強い資源だと思う。利用者サイドから考えると、使ったことのないサービスは不安だということもあるし、在宅で生活している方が、施設に行って寝泊りするということ自体、ハードルが高いことだと思う。これは、高齢分野でも言えることだが、まずは1回使ってみるというソフトな関わりから始めてみるということは有効であるので、実際のサービスに結び付く方法で、引き続きご検討いただきたい。

また、近所の協力で駆け込み先を準備されたという事例報告については、住民の参加ということで、良い取り組みである。地域住民が問題意識を持ちにくく、自分のこととして捉えることが難しいという課題があるが、地域住民が、障害福祉の分野と一緒に考えていく機会は、高齢分野と比べ、少ないのではないかと思う。「気にはしているが、どこから取り掛かっていいか分からない。」という地域住民の声を聞いたことがあり、地域住民も、きっかけを模索されているのだなと感じる。どこに尋ねていいか分からなかったから、結局結び付く接点がなかったよということもある。

以前、地域の障害に関する機関と住民の自治組織をお繋ぎした際、住民自治会の方も、障害分野へのお手伝いがしたいという潜在的思いを持っていらっしゃると感じたので、是非、各区においては、そういう結びつきを具体策として取り入れてもらいたい。

<委員>

地域体制整備コーディネーターには、体制整備の役割があるので、地域で協力してくださる事業所に対し、十分な説明をして協力を得ないといけないが、その認識はあるか。また、もしそうであれば、地域体制整備コーディネーターだけにこの役割を担わせることは非常に酷である。これは、行政としての取り組みなので、区の福祉課と地域体制整備コーディネーターが一緒になって事業所へ説明に行き、申請方法等を含め理解を得る必要があるのではないか。そして、事前の体験を通じ利用することで、緊急時には、夜間でも、よく知っている利用者なのですぐに受け入れてもらえるという体制づくりが理想ではないか。

障害者基幹相談支援センターは、主に体制を整えていくという役割を担うので、地域体制整備

コーディネーターについても同じ。夜間緊急時に地域体制整備コーディネーターが全て動くのは難しい。そうならないよう、周囲の協力を得て、事前に調整して体制を整備していくことが本来の役割という認識でよいか。

<事務局>

地域体制整備コーディネーターの役割については、ご指摘いただいたとおりである。
地域の事業所等への説明を行っていくにあたり、まずは加算についての整理を進めていく。

<南区地域体制整備コーディネーター>

ショートステイやヘルパー事業所等、地域の事業所は、特にこのコロナ禍という社会的状況が影響し、事業所努力だけではかなり受入が困難な状況にある。福祉サービスだけの支えだけでは限界があり、いかに地域と助け合っていくかが重要となることから、私たちが地域に出向いて知っていただくことや、地域の情報を細かく把握して整理することが必要だと思っている。

最近、南区の包括支援センターを回る中で、民生委員さんや町内会長さんが、地域で心配なご家庭を気にされていることが分かった。私たちは、地域に足を運びそれを知っていくことが大切であり、対象のご家庭が、サービスを使わなくても、地域と繋がることで生活を整えていける方法も考えていかないといけないと思う。

つまり、先ほどショートステイの加算の話があったが、必ずしもそれだけでは受入は厳しいという地域の課題があることをお伝えしたい。

<委員>

当然、報酬が入るように福祉事業所への働きかけは必要だが、地域体制整備コーディネーターは、地域の体制のコーディネーターとして、人と人とをしっかりと繋ぐ役割を担っているので、フォーマル資源に限らず、電話とか、毎日500円玉を持って牛乳を買いに行っているコンビニとか、本人を交えて話をし、協力してくださる近所のお好み焼き屋さん等、地域全体で支えていくという土壌を、いかに地域に根差して作っていくかというところが、地域体制整備コーディネーターに求められていると思う。ただ、本当に大変だと思うので、各区地域体制整備コーディネーターは集まる機会をたくさんもって、情報交流しながら活動していただけたらと思う。

各区の登録人数が示されているが、申請はあったが登録に至らなかったケース等については、何件くらいあるのか。

また、令和6年度時点での目標登録者数400人は、全体の障害者数に対して少ない印象を受ける。この値が本当に地域の障害者のニーズを満たしているか。例えば、対象者がうまく地域に繋がって、見守り程度でよくなれば、受け入れられる人数も増えていくのか。

<中区地域体制整備コーディネーター>

ご家族は申請を希望されたが、本人の承諾が得られず、登録に至らない保留中のケースは2件ほどある。

<佐伯区地域体制整備コーディネーター>

支援者から登録希望の相談があったが、本人がまだ検討したいと希望されていたり、本人に会えなかったりといった理由で登録に至らないケースは16件くらいある。

<西区地域体制整備コーディネーター>

西区では、拠点を整備以降、合計74名の申請をいただいている。現在の登録者は52名ということで、その間終了になられた方や不承認の方がいらっしゃる。不承認の方は3名であり、その内訳としては、既にグループホームに入居されていた方が1名、支援を得られる同居家族が複数名いらっしゃる方が2名であった。

<事務局>

目標登録者数については、当初目標設定時、先行実施区の状況を見ながら検討した結果、1か所1人役で、50名までの登録者数であれば問題なく業務を運営することが可能と判断し、設定している。今後、各拠点における登録者が50名を大きく上回る状況が生じてきた場合、人員体制等の検討等も行う必要があると考えている。

<中区地域体制整備コーディネーター>

地域の方の思いには、総論賛成各論反対の意識がある。そのような中、個別の方に対する支援をしっかりとる姿を見ていただいたり、一緒に関わっていただいたりすることで、地域の方も協力しやすくなるという実態があると思う。拠点事業とは、究極のところ、「安心して生活できる地域を作っていくこと」で、これは、私達専門職だけでなく、地域の方と行っていくことが当然である。

地域の方は見ておられて、気にはなっているけど、どう関わろうかというところがあるので、個別の事例にしっかりと関わり、地域の方々に具体的なところでご協力いただく中で、普遍化していければと思う。この、福祉の世界における「個別から普遍へ」をモットーに活動させていただいている。

おそらく、他の区の地域体制整備コーディネーターも、大変だとは思いますが、個別のケースにしっかりと関わりながら、それを通じて地域の皆様への理解を広げ、実際に参画していただくことで、地域づくりに繋げることができるのではないかと考えている。

(3) 委託事業者評価委員会における評価結果報告について

<事務局>

広島市の相談支援の中心的な役割を担う障害者相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センターについて、相談支援の質の向上を図り、地域の相談支援体制の構築を図ることを目的とし、今年度から設置された評価委員会において、昨年度実施分における評価を実施したので、その報告を行う。記載されている評価内容が、各評価項目に沿った内容となっているかをご確認の上、ご承認いただきたい。

総評については、委託事業者評価委員よりご報告いただく。

<委託事業者評価委員>

各事業所の細かな評価内容は、事前に配布された資料3・資料4のとおり。全体的に、どこの事業所も頑張っている。

中には、各事業所の役割の認識が不明瞭であることや、関係機関との連携がスムーズに行えていないこと等で、ケースを抱え込み、本来の役割が十分に果たせていない等の課題もあるようである。

委託事業者は、その成り立ちにより、すべての障害分野にバランスよく精通することは困難だ
と思うが、指定相談支援事業所からは「対応できる範囲をバランスよく広げてほしい」というニ
ーズが生じている。特に、指定相談支援事業所のベテランの相談支援専門員からは、成長に向けた期
待も寄せられていた。

その他、他己評価の中には、地域全体における課題に言及された意見も多く、各区内でさまざ
まな意見交換をしたいという気持ちが伺えた。

また、実際、高齢福祉分野との連携のケースも散見されているが、共生社会の実現に向けて、分
野横断的な包括的支援体制整備を求めた意見も見られた。いずれも、共有と対策につながることを
期待する。

(評価内容については、委員の賛成多数により承認)

<事務局>

ご承認いただいた評価については、各事業所へお返しし、今後の事業運営に活かしていただく。

また、今回の評価は、初めての取組であったため、引き続き検討を行いながら、よりよい評価へ
繋げていくこととする。